

報告第 1 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) 議決金額 変更後金額 変更金額	増減率 (%)	工期変更 議決工期 変更後工期	変更理由
76	30.6.19 平成30年 第2回足立区 議会定例会で 承認76号	主要区画道路 区間電線共同溝 整備工事 [内田建設株式会社]	211,680,000			
	(処分日) 31.2.28 (契約変更日) 31.2.28		223,832,160			(1)警察協議の結果、交通誘導員の配置人数に変更が生じたため。 (2)発生土の状態が悪く、埋戻材を改良土に変更する必要があるため。 (3)現場条件を踏まえ、舗装構成を変更するため。
93	30.9.28 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 承認93号	補助第258号線六町加平橋取付 道路整備工事その1 [株式会社東京三田組]	464,400,000			
	(処分日) 31.2.26 (契約変更日) 31.2.26		493,726,320			(1)現地盤では杭打機を支持できず、地盤改良や敷鉄板枚数の変更が必要となったため。 (2)関係機関協議結果から、安全な歩行者及び自転車導線を確保するため。 (3)東京都より引継いだ工事用地からコンクリート塊等が発生したため、撤去を行う。 (4)護岸に影響が出るおそれがあると河川管理者から指導があったため、杭撤去は実施しない。
94	30.9.28 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 承認94号	栗六陸橋耐震補強等工事 [東急・東武建設共同企業体]	262,116,000			
	(処分日) 31.2.28 (契約変更日) 31.2.28		277,386,120			(1)鋼製ブラケット等の部材を当初設計から変更する必要性が生じたため、構造上問題がないかどうか再照査を実施する。 (2)橋脚の施工に伴う掘削で想定以上の湧水が発生したため、排水ポンプの設置及び排水作業を追加する。 (3)初期ひび割れが発生する可能性が高いため、橋脚の鉄筋コンクリート巻立てに表面被覆工を追加する。